平成３０年度

# 安全指導全体計画

東京都八丈島八丈町立大賀郷中学校

## 安全教育に関する法令等

＊学習指導要領総則「安全に関する指導」
＊学校保健安全法（第２７条）
＊「２０２０年の東京」へのアクションプログラム２０１３「子供の安全確保の推進」
＊東京都教育ビジョン（第３次）主要政策１１「安全教育の推進」
＊八丈町生活安全条例

## 学校の教育目標

１．進んで学習する人
２．礼儀を大切にする人
３．心身共に健康な人

## 学校の現状等

＊生徒の実態
＊現代社会の要請
＊教職員の願い
＊保護者、地域の願い

## 安全教育の目標

心身の健康教育に基づいた安全指導を推進し、様々な人たちとの交流の中で主体的に判断・行動できる生徒を育成する。

## 目指す生徒像

○自分の身の回りの安全に関する課題に気付き、その場に応じた判断や行動ができる生徒
○障害者や高齢者等に対する思いやりの心をもち、積極的に貢献できる生徒

## 育てようとする資質や能力及び態度

○豊かな心、基礎学力、安全に関する理解を充実させ、自ら危険を予測し、回避しようとする力
○自らの安全を守るとともに、他者への協力ができる心身を維持していく力

## 安全教育の目標を実現するための基本方針

○各教科、道徳、総合的な学習の時間、学校行事、生徒会活動、学級活動、部活動等の全教育活動を通して安全教育の課題を設定し、生徒が自ら考え、行動できるようにすることを目指す。
○セーフティ教室、自転車安全教室、通学路安全マップ作り、防災訓練への参加等を発達段階を考慮して、計画・実施していく。

## 安全学習及び安全指導の指導方針等

### 生活安全

○家庭や地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、犯罪に巻き込まれない行動が取れるようにする。
○校内外で不審者に対する適切な対処方法を理解し、行動ができるようにする。
・セーフティ教室
・通学路安全マップ作成
・安全指導　・ＳＮＳ八丈ルールの徹底

### 交通安全

○交通安全に対する知識･理解を深め、自転車の安全な乗り方と歩行者としての安全マナーについての指導を重点的に取り組む。
・自転車安全教室
・自転車点検
・安全指導
・ヘルメット着用の指導

### 災害安全

○「地震と安全」を活用した指導を行い、地震や火災時に適切な行動ができるようにする。
○防災教育補助教材「３．１１を忘れない」「東京防災」を教科等横断的に活用し、自他の安全に配慮した行動がとれるようにする。
・普通救命講習
・安全指導

## 各学年の指導方針

【第１、２学年】体験を通して安全に関する知識を理解し、自分自身で身を守る方法を身に付けさせる。
【第３学年】安全に関する知識を活用し、自主的に判断し、行動できるようにする。また、他者へ何ができるのか考えさせる。

## 関係する教科等

○保健体育、理科、技術･家庭等の学習活動における事故防止の指導
○部活動、生徒会活動で自ら安全確保に努める態度の育成

## 安全管理との関連

### 生活や行動等の安全管理（対人管理）

○学校敷地内の危険箇所（校舎裏・屋上等）への立入禁止の指導を徹底する。
○登下校の歩道・交差点等の歩き方の指導を徹底する。
○生徒の心身の健康観察に努める。

### 学校環境（対物管理）

○定期的な消防設備点検
○理科室薬品点検
○教職員による校内巡回による点検
○昇降口等の戸締りの確認

### 事件・事故や災害発生時の危機管理

○危機管理マニュアルを熟知し、生徒の安全を最優先に、迅速な報告と的確な初期対応を行う。
○災害発生時における保護者との連絡手段及び生徒の引渡し方法を確立する。
○関連諸機関と連携し適切な対応を行う。

## 教職員の校内研修

○４月：安全教育プログラム及び学校安全計画の理解
○６月：教職員を対象とした普通救命講習
○９月：災害発生時における生徒の安全確保と保護者への引渡しについて

## 推進組織及び評価

○教務部、生活指導部、安全教育推進担当
○評価は、学校運営協議会への報告とアンケートを活用して行う。

## 家庭・地域・関係機関との連携

○学校便り等での保護者等への啓発活動
○警察署：自転車安全教室での指導、セーフティ教室での連携
○消防本部：避難訓練での指導
○地域防災訓練